## 指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 第9号
指定の有効期間	令和2年8月18日から令和7年8月17日まで
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
主たる事業所の住所	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
代表者氏名	坂槇 義夫
業務区域	日本全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格 者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令 第13号)第15条各号に掲げる区分
取り扱う建築物等	法第77条の18に規定する確認検査(法第88条 第2項において準用される場合を除く)
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査、及び仮使用認定

#### 指定構造計算適合性判定機関票

この標識は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 第8号
指定の有効期間	令和3年2月10日から令和8年2月9日まで
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
主たる事業所の住所	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
代表者氏名	坂槇 義夫
業務区域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県 及び長野県
委任都道府県知事	青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事 山形県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事 群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事 神奈川県知事、新潟県知事、富山県知事、石川県知事 福井県知事、山梨県知事及び長野県知事
取り扱う建築物	構造計算適合性判定を要する建築物の内、各都道府県から委任を受けたもの ・特定構造計算基準 ・特定増改築構造計算基準

#### 指定性能評価機関票

この標識は、指定性能評価機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 第18号
指定の有効期間	令和2年4月22日から令和7年4月21日まで
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
主たる事業所の住所	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
代表者氏名	坂槇 義夫
業務区域	日本及び外国の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格 者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令 第13号)第59条第1号、第2号の2、第11号、 第32号、第33号、第34号、第35号、第36号 及び第39号に掲げる区分

# 登録試験機関票

この標識は、登録試験機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 第8号
指定の有効期間	令和5年11月18日から令和10年11月17日まで
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
主たる事業所の住所	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
代表者氏名	坂槇 義夫
業務区域	日本及び外国の全域
登録の区分	平成17年国土交通省告示第922号第1項第1号

### CASBEE評価認証機関票

認証機関認定番号	IBEC機関認定第9号
認証機関の有効期間	2024年4月1日から2029年3月31日
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
代表者氏名	坂槇 義夫
主たる事業所の所在地 及び電話番号	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
実施する評価認証の 区分と評価ツール	CASBEE評価認証機関制度要網第3条第1項 第一号(CASBEE 戸建)、 第二号(CASBEE 建築)、 第三号(CASBEE 不動産)、 第四号(CASBEEウェルネスオフィス)
業務を行う区域	日本全域

### 独立行政法人住宅金融支援機構の 適合証明業務取扱機関票

適合証明業務 取扱開始日	平成21年4月1日
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
代表者氏名	坂槇 義夫
主たる事業所の所在地 及び電話番号	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
適合証明業務を 行う区域	日本全域
適合証明業務を行う 住宅の種類	新築住宅の場合は、確認検査業務規程に定める 当機関が確認検査を行うことができる住宅。 既存住宅の場合は、すべての住宅。